

TRC 展示場使用時の
防火・防災上の安全対策実施要領

株式会社 東京流通センター
2021年10月25日

防火・防災上の安全対策実施要領

目 次

●はじめに	2
●各種届出等の手続き	2
●避難通路及び避難口の確保	5
●消防設備等について	6
●防災規定	7
●油かす・廃油の処理方法	7
●禁止行為の解除承認要件	8
●自衛消防体制	10
●大規模地震発生時の安全対策	10
●危険物規制に関する政令別表第3	12
●火災予防条例別表第7	14

● はじめに

主催者は展示場ご利用にあたり、消防法に基づいて各種届出等の手続きを行う必要があります。そして主催者自らが自衛消防体制を組織し、主催者が責任を持って安全に開催していただくこととなります。これは、展示場など大勢の人が集まる場所で火災が起きた場合には、多数の死傷者が発生し大きな被害につながることから、展示場内での各行為を確認し、火災を予防することを目的として規制されています。そのうち、「裸火使用」「危険物品持込み」の各行為が禁止されています。ただし、これらの行為を全面的に禁止してしまうわけではなく事前に申請を行い、消防法に基づいて例外として必要最小限の範囲内で行うことができることとされています。

● 各種届出等の手続き

1. 届出書類・期限

展示場ご利用にあたり、「観覧場または展示場における催物の開催届出書」(以下、「開催届出書」)を下記の期限までにご提出ください。

最大収容 1,000人以上	<TRC・大森消防署> 開催 2週間前まで
最大収容 1,000人未満	<TRC>* 開催 2週間前まで

※危険物品持込み・裸火使用がない場合に限り、大森消防署への提出は不要です。TRCへの提出のみとなります。

提出～開催当日の流れ

TRCへ

- ① 「開催通知書」(TRC書類)のご提出と共に、「開催届出書」をTRC担当へご提出ください。「開催届出書」は合計4部必要です。

<開催届出書 一式> 必要部数:4部	
①	観覧場または展示場における催物の開催届出書
②	会場管理計画
③	会場管理計画<別紙>
④	避難場所の指定
⑤	レイアウト図面

- ② 確認後、TRCの確認印を押印致します。

大森消防署へ

- ③ TRCが押印した「開催届出書」を主催者にて大森消防署(予防課)へご提出ください。

TRCへ



- ④ 大森消防署へご提出後、消防署の受付印をついた表紙をスキャンし、メールでTRC担当へお送りください。
- ⑤ ご利用当日、「開催届出書」の主催者控えをご持参頂き、すぐにご覧頂けるよう保管してください。

2. 禁止行為の解除承認申請書

展示場内での裸火使用や危険物品持込みは禁止されていますが、開催上必要な場合に限り、大森消防署へ事前に申請を行い、禁止行為の解除承認を受けることができます。

「禁止行為の解除承認の申請書」と「裸火・危険物品使用確認票」を下記の期限迄にご提出ください。

「禁止行為の解除承認の申請書」	<TRC・大森消防署> 開催 2週間前まで
「裸火・危険物品使用確認票」	<TRC> 開催 2週間前まで

提出～開催当日の流れ

TRCへ



- ① 「開催通知書」・「開催届出書」と共に、「禁止行為の解除承認の申請書」一式と「裸火・危険物品使用確認票」を弊社担当へご提出ください。

<禁止行為の解除承認の申請書 一式> 必要部数:4部	
1	禁止行為の解除承認申請書
2	申請内容明細書
3	禁止行為の解除承認申請箇所一覧表
4	機器の概要 (※危険物品の名称、容量、収納容器、保管方法、 漏れ等防止措置)
5	危険物品の内容
6	レイアウト図面 (※解除承認申請場所と、階段・出入り口からの距離を ご記載下さい。)

<裸火・危険物品使用確認票>

1 裸火・危険物品使用確認票

- ② 確認後、「開催届出書」・「禁止行為の解除承認の申請書」にTRCの確認印を押印致します。
「裸火・危険物品使用確認票」は弊社にて保管させていただきます。

大森消防署へ

- ③ TRCが押印した「開催届出書」・「禁止行為の解除承認の申請書」を主催者にて大森消防署(予防課)へご提出ください。

TRCへ

- ④ 大森消防署へご提出後、消防署の受付印をついた「開催届出書」・「禁止行為の解除承認の申請書」表紙をスキャンし、メールでTRC担当へお送りください。
また、消防査察日程をTRC担当へお伝えください。
- ⑤ ご利用当日、「開催届出書」・「禁止行為の解除承認の申請書」の主催者控えをご持参頂き、すぐにご覧頂けるよう保管してください。
- ⑥ 消防査察の前に、申請内容の通りレイアウトの設営・消火器の設置など、ご準備ください。
- ⑦ TRCが立ち合いの元、消防査察を受け、申請完了です。

● 避難通路及び避難口の確保

1. 避難通路幅の確保

展示場の各ホールから安全に避難ができるよう、以下の通り主要避難通路(※1)及び補助避難通路(※2)の通路幅を設けてください。必要に応じて色別等により他の通路と区分してください。

※1 主要避難通路:各避難口へ有効に通じる幹線的な通路

※2 補助避難通路:主要避難通路及び各避難口へ通じる通路]

使用展示場	使用ホール数	主要避難通路幅	補助避難通路幅
第一展示場 A-D	4ホール	2.5m以上	1.2m以上
	3ホール	2.5m以上	1.2m以上
	2ホール	2.0m以上	1.2m以上
	1ホール	1.8m以上	1.2m以上
第二展示場 EF	2ホール	2.0m以上	1.2m以上
	1ホール	2.0m以上	1.2m以上

2. 避難通路上の避難障害への対策

各通路が段床を縦断又は横断する場合で、その段差が 18 cmを超える、又は通路の障害になり得る場合は、その通路部分にスロープを設置し、つまずき障害を防止してください。

3. 避難口の確保

主要避難通路及び補助避難通路が通ずる全ての避難口は、有効に避難ができるよう避難口前に障害物となるものの設置、配置はしないでください。

● 消防設備等について

展示場消防設備については、以下の事項に留意の上、正常に作動できるようレイアウト、装飾の計画を立ててください。

該当箇所	消防設備	留意点
全ホール共通事項	防火戸 防火シャッター	閉鎖の障害となる展示物等の設置は不可です。各防火戸、防火シャッターライン(BCホール間等)を事前に添付の設備図面で確認してください。
	スプリンクラー 感知器	散水障害、感知障害が発生するような二重天井、造作物、展示物等の設置は原則禁止です。展示内容等によりやむを得ず設置しなければならない場合、代替措置をとることで設置が可能となる場合がございますので、事前にTRC担当者にご相談ください。
	誘導灯	誘導灯の視認障害となるような展示物等の設置は原則禁止です。やむを得ず視認障害が発生する場合、TRC担当者に相談の上、代替となる誘導標識を別途設置してください。
	消火器	各ホール7本消火器のご用意がございます。TRC担当者の指示に従い、催し物開催までにホール内に設置してください。
第二展示場のみ	屋内消火栓	屋内消火栓の扉前に開閉の障害となるような展示物等の設置は不可です。扉の開閉を自由にできるようスペースを確保してください。また、ホール内に有効にホースが延長できるようなレイアウトにしてください。
	防災垂壁	防災垂壁が正常に作動できるよう、防災垂壁降下ライン(天井から50cm)を横断するような装飾品、配線等の設置はしないでください。
Fホールのみ	消防隊進入口	消防隊進入口の前は進入の障害となるような展示物等の設置は不可です。消防隊が進入できるスペースを確保してください。

● 防災規制

1. 装飾、間仕切り等に使用するカーテン、カーペット、暗幕、つい立て等は、難燃材以上又は一定の防災性能を有したものを使用してください。
2. 上項に該当する場合、防火性能又は防災性能を有する旨の表示を見やすい場所に縫付又は貼付してください。

(参考)



防災性能ラベル



防火壁装ラベル

● 油かす・廃油の処理方法

【油かす】
①ザル等ですくい上げ、油かす処理缶にて保管。
②酸化熱による火災を防ぐため水で冷やす。
③指定の廃油置場へ置き、ゴミ処理業者へ連絡をし、引き取りにきてもらう。
【廃油】
(パターン1) 油の余熱を冷まして回収
①フライヤー等調理器具から残った油を抜き、廃油処理缶に移す。
②熱が冷めるまで指定の廃油置場にて保管。
③熱が冷めたことを確認出来たらゴミ処理業者へ連絡し、引き取りに来てもらう。
(パターン2) 油を固めて回収
①フライヤー等調理器具から残った油を抜き、廃油処理缶に移す。
②余熱の残った状態で凝固剤を入れ、油を固める。
③油がしっかりと固まったらゴミ袋へ移し替える。
④固まった油は燃えるゴミ、廃油処理缶は産業廃棄物として処理する。

※油かす処理缶・廃油処理缶は蓋が閉まるものを準備してください。

※油かす処理缶・廃油処理缶とわかるように、ペンで缶に表記してください。

※油を固める場合の凝固剤は主催者にて準備してください。

※固まった油を缶に残すと混合産廃重量物扱いになり、別途追加料金が発生します。

※大量の油を固めて缶に残す場合にはご相談ください。

● 禁止行為の解除承認要件

禁止行為の解除承認申請を行う場合には事前にTRCと協議してください。

1. 裸火使用

裸火とは、「炎」「火花」「発熱部を外部に露出した状態で使用するもの」を指します。

※ホットプレートやIHクッキングヒーターなどは裸火に該当しない電気器具となります。

裸火使用に該当するもの	裸火使用に該当しないもの
気体燃料(都市ガス・液化ガス等)を使用するもの	
例) ガス厨房設備・カセットコンロ	例) 直接屋外から空気を取り入れ、かつ、排ガスその他の生成物を直接屋外に排出する密閉式燃焼設備器具(FF式等)
液体燃料(灯油・重油等)を使用するもの	
例) 石油ストーブ	—
固体燃料(石炭・錬炭・木炭等)を使用するもの	
例) 七輪	—
電気を使用するもの	
1. 通常の使用状態で目視時に赤熱して見える発熱部が外部に露出しているもの	発熱部がカバー等で覆われており、着火危険がないもの
2. 外部に露出した発熱部で可燃物が触れた場合に瞬時に着火するおそれのあるもの(発熱部の表面温度が概ね摂氏 400度以上のもの)	
例) 電気コンロ	例) ホットプレート・電気オーブン・IHクッキングヒーター・ドライヤー等

【裸火使用の解除承認要件】

- ① 展示に付随する必要最小限の実演行為にのみ解除承認が受けられるものとする。
- ② 避難口及び危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離 5m 以上離すこと。
ただし特定不燃材料(※1)で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合はこの限りではない。
- ③ 裸火使用機器は不燃性の台上に容易に転倒又は落下しないように設けること。
- ④ 操作面を除く裸火使用機器の周囲は、不燃材料で囲むこと。
- ⑤ 使用温度 300℃未満の機器の場合は周囲 50cm以上、上方 100cm以上離すこと。
- ⑥ 裸火使用機器の上方には棚、装飾品その他の可燃物を設けないこと。
- ⑦ 粉末消火器を1本以上設けること。
- ⑧ 裸火取扱責任者を定めること。
- ⑨ 消防署より交付された「禁止行為解除承認証」を見やすい位置に掲出すること。

2. 危険物品持込み

危険物品の持込みは承認できる危険物品の種別及び数量が規制されています。

- ① 塗料類及び消防法で定める危険物に該当する化粧品、てんぷら油、殺虫剤等で危険物の規制に関する政令別表第3に定める数量の 1/10 未満の危険物
- ② 綿花類、木材加工品、可燃性液体等火災予防条例別表第7に定める数量の 1/10 未満の指定可燃物
- ③ 火薬類(※2)は原料をなす火薬又は爆薬の量により、一回の使用につき次の個数以下
 - ・0.1g以下のものは 30 個。
 - ・0.1gを越え 15g以下のものは 5 個。
- ④ 可燃性ガス容器(液化ガスに限る…カートリッジボンベ、エアゾール製品、ガスライターなど)は、ガス総量 5kgに相当する個数以下高圧ガス保安法の適用を受ける容器持ち込む場合は、2kg以下のボンベとし、次の措置が講じられていること。
 - ・使用するホースは、外圧によりつぶれない構造であること。
 - ・容器の転倒防止が図られていること。
 - ・容器の連続使用がないこと。

【危険物品持込みの解除承認要件】

- ① 出入口、避難口、階段から水平距離6m 以上、火気使用場所から水平距離5m以上離すこと。ただし特定不燃材料(※1)で防火上有効に遮断した場合はこの限りではない。
- ② 危険物品の煮沸行為は認めない。
- ③ 粉末消火器を1本以上設けること。
- ④ 危険物品取扱責任者を定めること。
- ⑤ 消防署より交付された「禁止行為解除承認証」を見やすい位置に掲出すること。

※1 特定不燃材料(コンクリート、れんが、鉄鋼、アルミニウム等)

※2 火薬類(打ち上げ煙火を除く煙火に限る)

● 自衛消防体制

展示場開催時における予防及び非常時における体制は下記のとおりです。下記体制の人員配置については開催届出書内の「会場管理計画」にてご提出いただきます。

催し物の開催前に各班の役割の周知徹底及び訓練の実施をお願い致します。

● 大規模地震発生時の安全対策

	開催中における任務	非常時における任務
会場管理責任者	<ol style="list-style-type: none"> 1.東京流通センターイベント事業部と連携・協議し、本計画を関係者に通知する。 2.出展者等に防火管理について指導する。 3.申請内容と現場を確認し、異なっている場合は改善させる。 4.それぞれ班員の任務の確認と指導管理にあたる。 5.会場の状況を把握し、入場人員の適正を期する。 6.電気工事時、電気容量が規定容量を超えていないか確認する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1.東京流通センターイベント事業部と連携し、災害防除に従事する 2.災害発生時の主催者利用エリアは、主催者自衛消防隊が主体となり、速やかに初動対応を行う。
隊長	<ol style="list-style-type: none"> 1.予防管理組織の班員に対し、各自の任務の周知を図る。 2.予防管理組織を掌握し、指揮をする。 3.開場に先立って、訓練を実施する。 4.TRCイベント事業部への連絡手段を確認する。(03-3767-2190) 	<ol style="list-style-type: none"> 1.自衛消防隊員を掌握し、指揮する。 2.東京流通センターイベント事業部と連携し、災害防除に従事する。 3.東京流通センターイベント事業部へ活動報告等を行う。
通報連絡班	<ol style="list-style-type: none"> 1.非常電話、非常ベルの位置の確認、管理を行ない、常に使用できるようにする。 2.防災センターへの連絡手段を確認する。(03-3767-2165) 	<ol style="list-style-type: none"> 1.発災の場所、状況を確認する。 2.「119番」通報をする。 3.防災センターに一報を入れる。(03-3767-2165) 4.通報終了後に隊長に報告する。
初期消火班	<ol style="list-style-type: none"> 1.消火器、屋内消火栓の位置・使用方法を確認し、管理する。 2.電気配線等の安全性を確認する。 3.危険物の持ち込みの規制を行う。 4.禁止行為解除申請以外の火気使用について管理を徹底する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1.消火器及び屋内消火栓(第二展示場のみ)を使用して初期消火活動に従事する。 2.避難時期を失わないように常に退路を確保する。 3.火災がない場合は隊長の指示を仰ぐ。
応急救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1.救急箱を準備する。 2.診療所又は近隣病院、救急車の要請要領等を確認する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1.負傷者が発生した場合は、直ちに救急車を呼ぶ。 2.負傷者の応急手当を行う。 3.隊長に状況を報告する。 4.医師、救急隊に引き継ぎを行う。
避難誘導班	<ol style="list-style-type: none"> 1.非常口の位置を確認する。 2.非常口、避難通路、防火シャッターの障害物を排除する。 3.誘導灯・防煙垂壁の障害を確認する。 4.収容人員と招待券等の配布数を把握する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1.非常口の開放と避難障害物の除去。(※避難場所の指定) 2.避難場所に適切な方法で誘導する。 3.負傷者及び逃げ遅れた者の有無を確認し、隊長に報告する。 4.最終誘導者が防火戸を閉める。

(ご協力をお願い)

震災が発生しご来場者が帰宅困難者となった場合は、展示物の出来る限りの撤去に努め滞在スペースの確保にご協力お願いいたします。

展示場主催者は、来場者の安全を確保するために次に示す安全対策の実行をお願い致します。

- ① 来場者に身の安全を図らせるようにしてください。
- ② 火災の有無を確認するようにしてください。
- ③ 建物にとどまることが危険と判断した時又は、建物から退避する非常放送があった場合は、速やかに屋外に避難するようにしてください。この時、避難者がパニックに陥らないように、避難誘導班は避難口付近に立って、避難者を誘導するようにしてください。
- ④ 地震発生後、来場者が帰宅困難者となっている場合等、TRCが大田区と協定を締結している一時滞在施設として開設する可否について、協議させていただきますのでご協力お願い致します。

● 危険物規制に関する政令別表第3

類別	品名	性質	指定数量
第1類		第1種酸化性固体	50キログラム
		第2種酸化性固体	300キログラム
		第3種酸化性固体	1,000キログラム
第2類	硫化りん		100キログラム
	赤りん		100キログラム
	硫黄		100キログラム
		第1種可燃性固体	100キログラム
	鉄粉		500キログラム
		第2種可燃性固体	500キログラム
	引火性固体		1,000キログラム
第3類	カリウム		10キログラム
	ナトリウム		10キログラム
	アルキルアルミニウム		10キログラム
		第1種自然発火性物質および禁水性物質	10キログラム
	黄りん		20キログラム
		第2種自然発火性物質および禁水性物質	50キログラム
		第3種自然発火性物質および禁水性物質	300キログラム
第4類	特殊引火物		50リットル
	第1石油類	非水溶性液体	200リットル
		水溶性液体	400リットル
	アルコール類		400リットル
	第2石油類	非水溶性液体	1,000リットル
		水溶性液体	2,000リットル
	第3石油類	非水溶性液体	2,000リットル
		水溶性液体	4,000リットル
	第4石油類		6,000リットル
	動植物油類		10,000リットル
第5類		第1種自己反応性物質	10キログラム
		第2種自己反応性物質	100キログラム
第6類			300キログラム

備考

- 1 第1種酸化性固体とは、粉粒状の物品にあっては、次のイに掲げる性状を示すもの、その他の物品にあっては次のイ及びロに掲げる性状を示すものであることをいう。

- イ 臭素酸カリウムを標準物質とする第1条の3第2項の燃焼試験において同項第2号の燃焼時間が同項第1号の燃焼時間と等しいが若しくはこれより短いこと又は塩素酸カリウムを標準物質とする同条第6項の落球式打撃感度試験において試験物品と赤りんと混合物の爆発する確率が50パーセント以上であること。
 - ロ 第1条の3第1項に規定する大量燃焼試験において同条第3項第2号の燃焼時間が同項第1号の燃焼時間と等しいか又はこれより短いこと及び同条第7項の鉄管試験において鉄管が完全に裂けること。
- 2 第2種酸化性固体とは、粉粒状の物品にあつては次のイに掲げる性状を示すもの、その他の物品にあつては次のイ及びロに掲げる性状を示すもので、第1種酸化性固体以外のものであることをいう。
- イ 第1条の3第1項に規定する燃焼試験において同条第2項第2号の燃焼時間が同項第1号の燃焼時間と等しいか又はこれより短いこと及び同条第5項に規定する落球式打撃感度試験において試験物品と赤りんと混合物の爆発する確率が50パーセント以上であること。
 - ロ 前号ロに掲げる性状
- 3 第3種酸化性固体とは、第1種酸化性固体又は第2種酸化性固体以外のものであることをいう。
- 4 第1種可燃性固体とは、第1条の4第2項の小ガス炎着火試験において試験物品が3秒以内に着火し、かつ、燃焼を断続するものであることをいう。
- 5 第2種可燃性固体とは、第1種可燃性固体以外のものであることをいう。
- 6 第1種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第1条の5第2項の自然発火性試験において試験物品が発火するもの又は同条第5項の水との反応性試験において発生するガスが発火するものであることをいう。
- 7 第2種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第1条の5第2項の自然発火性試験において試験物品がろ紙を焦がすもの又は同条第5項の水との反応性試験において発生するガスが着火するもので、第1種自然発火性物質及び禁水性物質以外のものであることをいう。
- 8 第3種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第1種自然発火性物質及び禁水性物質又は第2種自然発火性物質及び禁水性物質以外のものであることをいう。
- 9 非水溶性液体とは、水溶性液体以外のものであることをいう。
- 10 水溶性液体とは、一気圧において、温度20度で同容量の純水と緩やかにかき混ぜた場合に、流動がおさまった後も当該混合液が均一な外観を維持するものであることをいう。
- 11 第1種自己反応性物質とは、孔径が9ミリメートルのオリフィス板を用いて行う第1条の7第5項の圧力容器試験において破裂板が破裂するものであることをいう。
- 12 第2種自己反応性物質とは、第1種自己反応性物質以外のものであることをいう。

● 火災予防条例別表第7

品名		数量
綿花類		二〇〇キログラム
木毛及びびかんなくず		四〇〇キログラム
ぼろ及び紙くず		一、〇〇〇キログラム
糸類		一、〇〇〇キログラム
わら類		一、〇〇〇キログラム
再生資源燃料		一、〇〇〇キログラム
可燃性固体類		三、〇〇〇キログラム
石炭・木炭類		一〇、〇〇〇キログラム
可燃性液体類		二立方メートル
木材加工品及び木くず		一〇立方メートル
合成樹脂類	発泡させたもの	二〇立方メートル
	その他のもの	三、〇〇〇キログラム
紙類		一〇、〇〇〇キログラム
穀物類		二〇、〇〇〇キログラム
布類		一〇、〇〇〇キログラム

備考

- 1 綿花類とは不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- 2 ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの(動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。)をいう。
- 3 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸(糸くずを含む。)及び繭をいう。
- 4 わら類とは、乾燥わら、乾燥い及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- 5 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。
- 6 可燃性固体類とは、固体で、次のイ、ハ又はニのいずれかに該当するもの(一気圧において、温度二〇度を超え四〇度以下の間において液状となるもので、次のロ、ハ又はニのいずれかに該当するものを含む。)をいう。
 - イ 引火点が四〇度以上一〇〇度未満のもの
 - ロ 引火点が七〇度以上一〇〇度未満のもの
 - ハ 引火点が一〇〇度以上二〇〇度未満で、かつ、燃焼熱量が三十四キロジュール毎グラム以上であるもの
 - ニ 引火点が二〇〇度以上で、かつ、燃焼熱量が三十四キロジュール毎グラム以上

であるもので、融点が一〇〇度未満のもの

- 7 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。
- 8 可燃性液体類とは、法別表第一備考第十四号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第十五号及び第十六号の総務省令で定める物品で一気圧において温度二〇度で液状であるもの、同表備考第十七号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で一気圧において温度二〇度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品(一気圧において、温度二〇度で液状であるものに限る。)で一気圧において引火点が二五〇度以上のものをいう。
- 9 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず(不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。)をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。
- 10 紙類とは、洋紙、和紙、板紙、ルーフィング及び段ボールをいう。
- 11 穀物類とは、米粉、麦粉、ぬか、でん粉、大豆粉、粉乳及び砂糖をいう。
- 12 布類とは、不燃性又は難燃性でない織物生地及び織物製品をいう。